平成２４年（フ）第１８７号
函館市上湯川町30番９―301号
債務者　宮下　公子
1　決定年月日時　平成24年７月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第２５８号
愛知県碧南市神有町５丁目87番地、前住所愛知県一宮市常願通２丁目５番地　モアグレース宮西通Ⅱ403号
債務者　井上みさと
1　決定年月日時　平成24年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第５１号
岩手県花巻市下似内第17地割79番地14、前住所岩手県紫波郡紫波町高水寺字古屋敷79番地１
債務者　城守　武志
1　決定年月日時　平成24年６月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月22日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２４年（フ）第５６号
岩手県花巻市二枚橋第６地割330番地５、前住所岩手県花巻市西宮野目第13地割96番地13
債務者　藤原ユリ子
1　決定年月日時　平成24年６月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月22日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２４年（フ）第５８号
岩手県花巻市桜町２丁目５番地11、前住所岩手県花巻市十二丁目1094番地１
債務者　藤井サキ子
1　決定年月日時　平成24年６月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月22日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２４年（フ）第６０号
岩手県花巻市石鳥谷町新堀第17地割１番地、前住所岩手県花巻市西宮野目第６地割131番地１　ヴィラ宮野目Ｆ棟
債務者　高橋　幸子
1　決定年月日時　平成24年６月29日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月22日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２４年（フ）第３１０号
埼玉県春日部市大衾447番地９
債務者　山口　義昭
1　決定年月日時　平成24年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月23日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第３２７号
埼玉県春日部市豊町２丁目15番地11　コスモ春日部豊町305号
債務者　内田　典隆
1　決定年月日時　平成24年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月23日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第３３０号
埼玉県春日部市中央２丁目14番地２　グリーンマンション404号、旧住所埼玉県春日部市大枝89番地　武里団地１街区26棟102号
債務者　早崎　清志
1　決定年月日時　平成24年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月23日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第３３２号
埼玉県草加市手代町318番地　イデアルピエス104号
債務者　渡部　幸男
1　決定年月日時　平成24年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月23日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第３３６号
埼玉県春日部市粕壁東１丁目15番34―303号
債務者　加藤　　守
1　決定年月日時　平成24年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月23日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第８１号
岡山県倉敷市中畝４丁目７番１号　中山アパート
債務者　池田　忠子
1　決定年月日時　平成24年７月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月23日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第１２５号
岡山県倉敷市真備町川辺1361番地10
債務者　瀬口　裕史
1　決定年月日時　平成24年７月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月23日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第１５０号
岡山県倉敷市福井250番地１
債務者　室山　啓子
1　決定年月日時　平成24年７月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月23日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第７１６号
北海道江別市新栄台14番地の12
債務者　吉田　美奈
1　決定年月日時　平成24年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第７７５号
札幌市手稲区前田９条14丁目３番37号　ウエストポート914―203号
債務者　渡辺　康之
1　決定年月日時　平成24年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第９０１号
札幌市東区本町１条１丁目３番32―101号
債務者　大島　宗幸
1　決定年月日時　平成24年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部